

国空航第3700号
令和3年3月31日

操縦技能審査員 各位

国土交通省航空局安全部運航安全課長
(公印省略)

「特定操縦技能審査実施要領等」の一部改正について（通知）

1. 背景

我が国では、国際民間航空条約附属書第1の規定に基づき、航空法（昭和27年法律第231号）において、操縦士に起因する航空事故等を防止し航空の安全性の向上を図るとともに、有資格者の技量を適切に維持するため、操縦技能証明を有する者に対し飛行する前2年以内に特定操縦技能審査に合格していることを求めています。

本邦航空運送事業者は、運航規程に基づく技能審査を行うことにより特定操縦技能を確認することが出来ますが各操縦士は自家用操縦士として飛行する可能性もあるため、特定操縦技能審査としての結果を各操縦士が保有する技能証明書に一律に記載することとしていたところでした。

2. 通知内容

今般、本邦航空運送事業者については各操縦士の事情に応じて柔軟にこの記載を出来ることとし規定の合理化を図りました。

なお、合理化した具体的な記載方法は後日HPにて公開予定です。

3. その他依頼事項等

小型航空機等に係る安全推進委員会において国と操縦士との間の一層の連携強化を図るよう指摘されているところ、操縦士への直接的な安全啓発や情報発信を強化するため、操縦士からの一層の電子メールアドレスの収集を図る必要があることから、特定操縦技能審査の機会を通じた電子メールアドレスの収集について改めてご協力願います。

なお、手続きの詳細については、航空局ホームページ
(http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000012.html) をご確認ください。

【連絡先】

航空局安全部運航安全課
技能審査係・小型機安全対策係（03-5253-8737）